

さぼせんニューズレター

2007 年冬号 Vol.15 <http://business2.plala.or.jp/support/>



2月17日(土)「NPOと行政の協働に向けた意見交換会」

子どもさんを連れて熱弁をふるう「茅ヶ崎に冒険あそび場をつくろう会」のメンバー

3回シリーズ 協働を考える..... P. 2

第3回 NPOは社会を変えられるか? - ある事例からみると -

特長あるNPO・市民活動団体紹介..... P. 3

文教大学グローバルサークル team One / NPO 法人 北陵倶楽V

知って得する情報 法人市民税の減免案内..... P. 4

サポートセンターからのお知らせ..... P. 4

NPOは社会を変えられるか？ -ある事例からみると-

このシリーズの第1回「協働って何？」と第2回「行政とNPOとの協働とは？」を通して、協働の概念、NPOの働き、茅ヶ崎市における協働の芽生えをお伝えしてきました。

最終回の今号では、市民、NPO、行政の「協働」の成果であるユニークな事例を2つご紹介します。

その後、NPOが目指す市民社会の実現のために何が必要かを、事例からヒントを得、考えてみたいと思います。

2000年、我孫子市は、民間団体に出していたすべての補助金を白紙に戻して、3年ごとに補助のあり方を検討し直す仕組みをつくりました。市民も検討委員に加わり決定に参加しました。「活動内容が良く、自立したと考えられる団体には補助金を出さないことで評価する。」という発想の転換をしたのです。

もう一つは、住民自治の力を発揮して、企業とも協働し地域をかえたNPO法人「フュージョン長池」代表の富永一夫さんの取り組みです。

富永さんは、企業人としての成功より、地域での心豊かな生活を充実させたいと47歳で会社を退職しNPO法人を設立。「みんなが気持ちよく暮らしていけること」を求めて、八王子市長池公園自然館を指定管理者として運営されています。

お父さんたちの地域活動から生まれたメーリングリスト「ぼんぼこネット」、暮らしの支援事業など、地域に根ざした活動が、人を、地域をどう変えたのかの詳細は、3月24日の市民活動フォーラム2007の基調講演でご披露いただく予定です。



情報紙「ぼんぼこかわら版」は年4回の発行で多摩地区に12000部、配布しています。

地域の課題を解決するために、「協働」が必要であることは当たり前だと多くの人々が考えるようになってきました。しかし、組織文化や行動原理（人々が何故その組織で活動するかという共通認識や意識や動機づけ）が異なる行政や企業と連携することはそうたやすくありません。

なぜなら、行政は法令や手続きに照らして公平・平等を考慮せざるを得ません。企業は最大利益と効率性が問われます。かたや、NPOは、ある価値観と問題意識をもって何かを変えていこうとする時、比較的迅速にかつ多様に動くことができます。そんなNPOが行政や企業といった他のセクターと協働し、NPOとしての立場を維持しつつ課題を解決するには「対話」により信頼関係を築く必要があるでしょう。

協働推進のための制度やルールが必要なことは言うまでもありませんが、先の事例の我孫子市のように、絶えずその制度やルールを運用と照らし合わせて検討、評価していくのに手間ひまをかける必要があるでしょう。それが「対話」の中身となるものです。

また、今後、忘れてはならないのが住民自治の力です。地域のために見守り、支え、尽くしてきた自治会などの地縁型の組織と知縁型のNPOとが互いを生かしあって協働し、地域を変えていくことが期待されます。

そしてNPOには、若い人たちが市民活動を仕事として捉えられる資源（ヒト、モノ、カネ、情報）を有機的に活用し得る組織体であることが求められるでしょう。NPOの運営を担っている若い人の中には、学生時代の活動の延長として継続したいが、NPO活動を専従でやるべきか、副業とすべきか、選択を迫られている人も多くいます。

若い人たちが生活に必要な糧をどのように確保するかに応え、責任をもった専従者を増やすことで、社会的に大きな影響力を持つNPOになれるといっても過言ではありません。「フュージョン長池」も「経営」を意識して市民事業を実現してきました。

そのような人たちが志を共有しあってこそ自立・自主のNPOの運営を生み出すことができるのではないのでしょうか。そしてその活動が市民社会への大きなうねりとなっていくのでしょうか。

NPOは社会を変えられるか？

これは市民である私たち一人ひとりに問われるべき課題であると言えます。

文教大学グローバルサークル team One (チーム ワン)

代表 高橋 美和さん 前代表 小林 直美さん

名前の One にはどのような意味がありますか？
Organized network earthy の頭文字をとっています。
国際ボランティア・国際交流活動を通じて「地球規模の視野で考え、身近なことから活動をする (think globally, act locally)」という私たちの活動の原点を表現したものです。

上手な命名ですね。ボランティアを目指す個人の思いがチームのメンバーや他の活動グループとのつながりを得て広がっていくことを彷彿とさせますね。ところで、具体的な活動を紹介してください。

月一回、サポートセンターで情報交換会を行っています。そこで市民活動の情報を得て、企画・参加をしています。2006年6月、チーム対抗戦形式で、サザンビーチとヘッドランドビーチ間のゴミ拾いをしました。ゴミを多く拾ったチームが勝ちで、ささやかな賞品を出しました。約2時間でゴミ袋がいっぱいになりました。7月には、ピースカフェちがさきとの共催で写真展を開き、スーダン・ダルフル紛争の難民支援アピールをしました。下の写真は、駅での支援募金活動のものです。



また、9月には茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり推進会と一緒にゴミ拾いや落書き消し、タバコのポイ捨て禁止啓発活動など地域のイベントにも参加しています。

ゴミ拾いのやり方は楽しそうですね。さて、メンバーは30名とお聞きしましたがどのように運営していますか？
係りは総務、会計・広報・企画に分かれていてメンバーはどこかに入ります。毎週月曜日に情報交換のための小ミーティングをして、活動に関する要望や提案を集約し、議論の必要があるものは全員で話し合います。集まり易さを考えて学年ごとに話し合うことも多いです。

ボランティアだ、社会貢献だと意気込むこともなく、やりたいからやっている、でも決して独りよがりでない市民活動への参加を希望する方たちへエールをどうぞ！
若い人たちには「ボランティア活動って地味で分らない部分が多いかもしれないけど実際やってみると勉強になることが多いです。人間関係も広がります。」そして老若男女を問わずちょっと尻込みしている人には「やって損することはありません！」に尽きますね。
(記者大きくうなずく。そして3人で大笑い。)

NPO法人 北陵倶楽V (ほくりょうクラブ)

代表 加藤 充洋 (みつひろ) さん



出張サンタを終えて、次々とサポートセンターに戻ってきたトナカイとサンタ。前列中央が加藤さん。

「倶楽部」でなく「倶楽V」という命名は？
青少年赤十字(JRC)やサッカー部の顧問をしていた時のメンバーが会発足時の中心でした。若い会員の提案で「ボランティア」の「V」を採用しました。

障害児者やその家族が外出などで負担になっている部分を少しでも支援しようと結成されたと聞きました。具体的にはどのような活動なのですか？
茅ヶ崎養護学校の生徒さんたちと学校のグラウンドでサッカー試合をしたり、自然を楽しむために、座間の谷戸山公園に出かけるなど障害児者の余暇支援活動をしています。また、障害児者の家族のお手伝いをしたり、災害時の炊き出しや支援訓練もしています。

ボランティア活動の醍醐味って何ですか？
サッカーの試合は前任校の北陵高校の卒業生たちとチームを組んで養護学校の生徒さんたちと対抗したのですが、強さはちょうどいい具合ですね。(珍プレーを思い出したのか、加藤さんから笑みがこぼれた。)座間の谷戸山公園に行った時は悪天候で、すごかったですよ。ハプニングがつきもので、いつも笑いが絶えない……。

なるほど。それでは、記事に使える会員さんの写真をいただけますか？
困ったなあ。企画に夢中で自分たちの写真がないのですよね。試合の写真は肖像権のことがあるから生徒さんの写っているのは出せないし……。

ということで、会員さんたちの個性もしっかり出ている上の写真に決まりました。時期はずれの写真ですが、扮装のすき間から、会員さんの元気があふれでています。短い時間でのやりとりでしたが、障害を持った人たちの天性の明るさに寄り添える方たちなのだと、よくわかりました。北陵倶楽Vの朗らかな活動に出会い、いつしか記者も嬉しくなっていました。

市民公益活動をもっと活発に行おうと、会員有志による任意団体から、特定非営利活動促進法（通称 NPO 法）に基づく「特定非営利活動法人（通称 NPO 法人）」の認証を取得して、登記所に法人設立登記をすると、NPO 法人が成立しますが、それは同時に法人住民税（法人県民税と法人市民税）が課税されることとなります。

法人住民税は、収益事業を行っている NPO 法人には、均等割と法人税割の 2つが課税され、収益事業を行わない NPO 法人には、均等割のみが課税されます。

法人県民税について神奈川県では、収益事業を行っていない NPO 法人に対しては、所定の申請書の提出があれば、法人県民税の均等割が減免されます。

法人市民税について茅ヶ崎市では、民法第 34 条の公益法人の内、収益事業を行っていない法人（収益事業を行っていない NPO 法人）に対しては、法人市民税（均等割）の減免を行っています。

茅ヶ崎市の法人市民税減免申請の手続きは以下の通りです。NPO 法人向けの制度を上手に活用して団体の活動資金を確保しましょう。

- (1) 茅ヶ崎市役所市民税課に法人市民税申告納付の手続きをする（**申告納付期限 毎年 4月 30日**）
- (2) 茅ヶ崎市役所納税課に法人市民税減免申請の手続きをする（**申請期限 4月 2日厳守**）
必要書類等 減免申請書（市 納税課ホームページからダウンロード可）前年度（平成 18年度）または直近（平成 17年度）の決算報告書 当該年度（平成 19年度）または直近（平成 18年度）の事業計画書 NPO 法人代表者の登記所登録印鑑持参
- (3) 減免決定通知が市から法人代表者宛に送付される
- (4) 問い合わせ先
申告納付・市 市民税課 0467-82-1111 内線 2204
減免申請・市 納税課 0467-82-1111 内線 2202

サポートセンターからのお知らせ

問い合わせ先=電話・FAX 0467-88-7546

市民活動フォーラム 2007

お帰りなさい、茅ヶ崎へ。**地域で輝けシニアライフ**
参加者募集中!

日時 3月 24日 (土) 13:00 ~ 16:30

会場 茅ヶ崎市役所分庁舎 6階 コミュニティホール

プログラム

- 挨拶 茅ヶ崎市長 服部 信明氏 (予定)
- 基調講演 「シニアの生きがいを地域で」 富永一夫氏
- パネル討論 「市民活動でシニアの生きがいを」
パネラー 富永一夫氏 堀越達夫氏
齋藤博正氏 伊藤真咲氏
- コーディネーター 益永律子
- ミニコンサート「愛の歌を風にのせて」 小田一葉氏

市制 60 周年・サポートセンター 5 周年記念事業
(仮称)さぼせんフェスタ
実行委員会形式で開催決定!

- ・茅ヶ崎市民活動サポートセンターの開所 5 年目を記念し、5 月下旬から 6 月初旬の週末に記念事業にふさわしい交流型の一日イベントを予定しています。
- ・みなさまの団体の新年度の事業計画の一つとしてお考えになりませんか？
- ・その企画運営のための実行委員会に参加希望の団体を広く募ります。多数ご参加下さい。
第一回会議 日時 3月 4日(日) 13:30 ~
場所 茅ヶ崎市民活動サポートセンター
詳細は後日、情報紙、ちらしなどでお知らせします。

サポートセンター交流 懇談会 **市民活動カフェを振り返って**

市民活動カフェは、お茶を飲みながら語り合う、市民活動団体同士の交流の場、いろいろな人と顔の見える関係ができる場、そして協働のきざし発見の場として 7 月、9 月、11 月、1 月の 4 回開催しました。カフェ参加者数はこのべ 260 人を超え、市民活動に共通する課題が見えてきました。その解決策については皆様と一緒に取り組んでいきましょう。
< ご協力ありがとうございました！次年度のカフェをお楽しみに！ >